

2. 各業務の概要

更新日：12/21（水）

P35 道路許認可審査・適性化指導

担当技術者の資格要件を修正しました。

更新日：12/27（火）

P13 工事監督支援業務

担当技術者の資格要件を修正しました。

P49 資料作成業務

担当技術者の資格要件を修正しました。

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○積算^{せきさんぎじゅつぎょうむ}技術業務

2. 業務概要

本業務は、工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、工事の設計書作成に必要となる資料の作成等を支援する業務であり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・積算に必要な現地調査
- ・工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成
- ・積算資料作成
- ・積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	20日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	19日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	1月	26日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	15日	予定

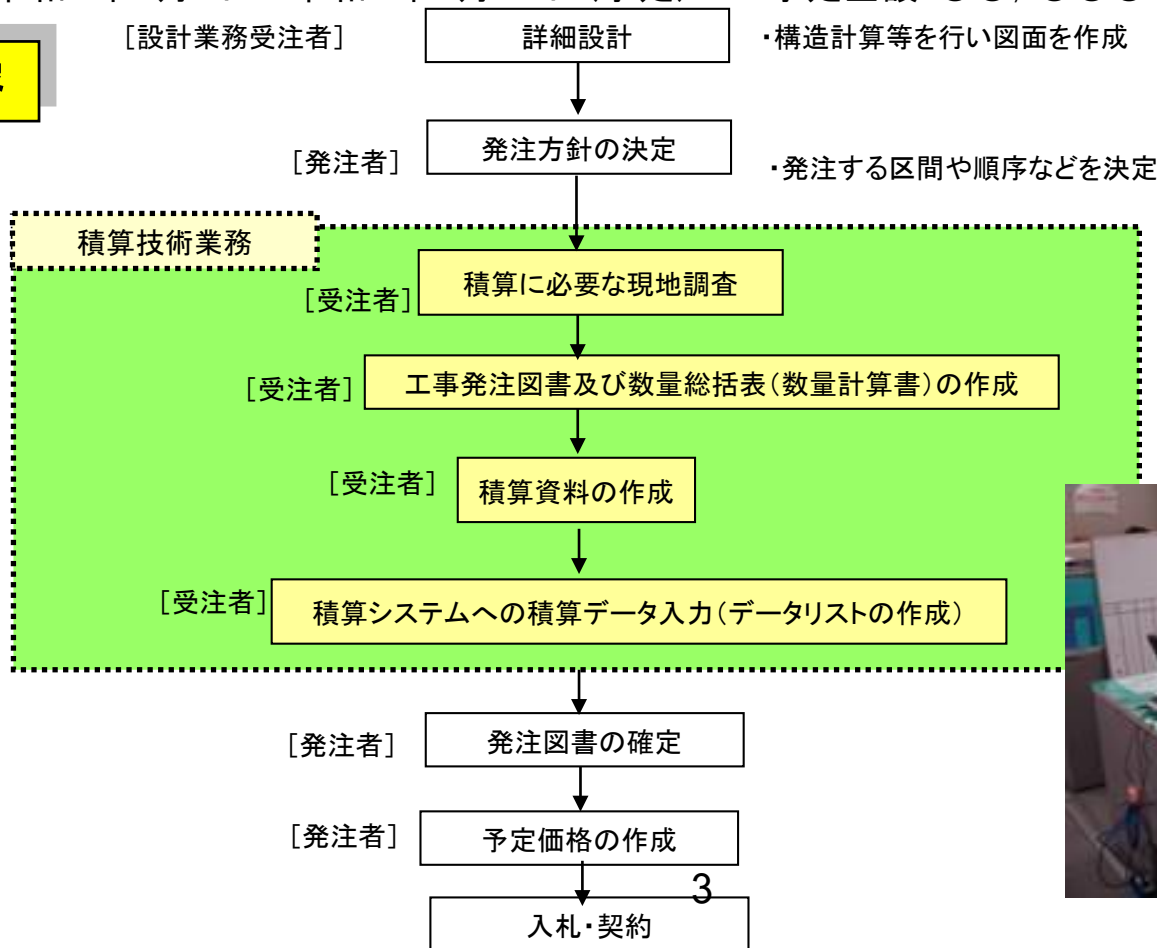
【業務の概要】

本業務は、工事の設計書作成に必要となる工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算資料、積算システムへの積算データ入力等の作成支援を行うことにより、業務発注担当部署における工事発注の円滑化を図ることを目的とする。

履行期間: 令和5年4月1日～令和7年3月31日(予定)

予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容



(工事数量の集計)



【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件
参加 表明者 (企業)	基本的 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
		<ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
参加 表明者 (企業)	設計 共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
		<ul style="list-style-type: none"> ・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○積算技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
参加 表明者 (企業)	入札参加者間の公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
		<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量、地質調査業務も含む)をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
業務実施体制に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。 	
業務実績に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は認めない)の場合は実績として認めない。 ◎業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務 	

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 技術者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者</p> <p>④(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p>
	業務実績に関する要件	<p>・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。</p> <p>ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>また、上記期間に出生・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理 補助業務</p> <p>○類似業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目	競争資格要件
配置予定 担当技術者 資格要件に 関する要件	<p>1) 以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所(業務対象事務所)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者</p> <p>④(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)</p> <p>⑥「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者</p> <p>⑦河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者</p> <p>2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、電気通信設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門)、技術士補(電気電子部門)</p> <p>②一級電気工事施工管理技士、電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士</p> <p>③一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士</p> <p>④第一種電気工事士又は第二種電気工事士</p> <p>⑤第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者</p> <p>⑥電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者)</p> <p>⑦第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者</p> <p>3) 業務発注担当部署が業務内容のうち、機械設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門-機械又は機械部門)、技術士補(機械部門)</p> <p>②一級建設機械施工技士</p> <p>③一級建設機械施工技士補</p> <p>④二級建設機械施工技士</p> <p>4) 業務発注担当部署が業務内容のうち、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①一級建築士又は二級建築士</p> <p>②一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補又は二級建築施工管理技士</p> <p>5) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補又は二級造園施工管理技士</p> <p>②都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者</p>
参加資格要件の有無	上記の要件を全て満足する。

応募要件を満たす企業 : 620者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 評価テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 評価テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ⁷入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○工事^{こうじかんたくしえんぎょうむ}監督支援業務

2. 業務概要

本業務は、工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、工事実施の監督補助を行うものであり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・請負工事の契約の履行に必要な資料作成等
- ・請負工事の施工状況の照合等
- ・地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- ・工事検査等への臨場
- ・その他（工事契約上重大な事案等が発見された場合の報告、災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時の情報の収集等）

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	20日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	19日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	1月	26日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	15日	予定

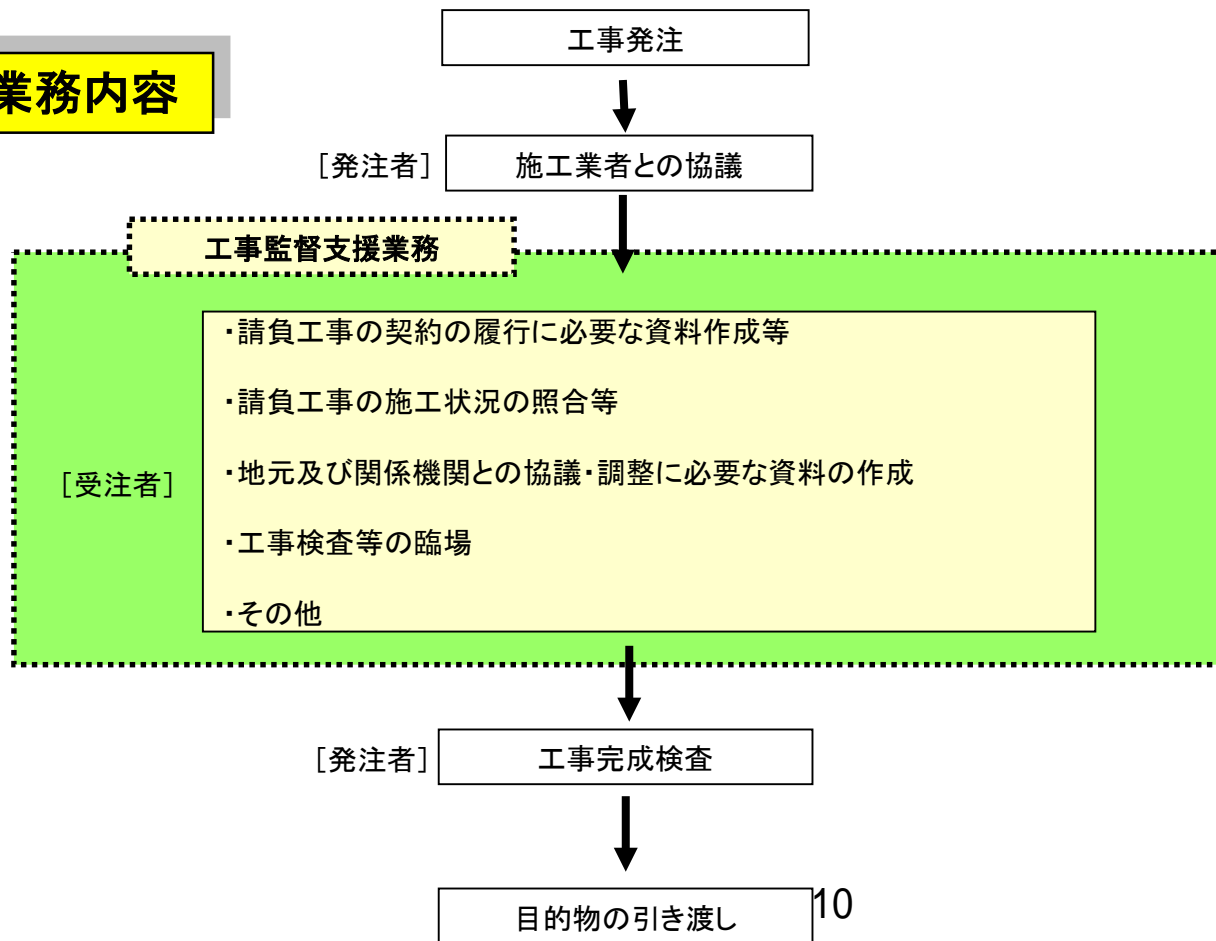
【業務の概要】

本業務は、工事実施の監督補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする。

履行期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日(予定)

予定金額：○○, ○○○千円

業務内容



(現場状況の照合を実施)



(河川護岸用かごマットの材料確認)



(設計変更協議用資料の作成)

【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件
参加 表明者 (企業)	基本的 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号))に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号))に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
		<ul style="list-style-type: none"> ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
		<ul style="list-style-type: none"> ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと 		
	設計 共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○工事監督支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
	入札参加者間の 公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
	中立公平性に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量、地質調査業務も含む)をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務実施体制に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
	業務実績に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は認めない)の場合は実績として認めない。 ◎業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 技術者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者</p> <p>④(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p>
	業務実績に関する要件	<p>・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。</p> <p>ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>また、上記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理 補助業務</p> <p>○類似業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県、政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.4.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.4.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目	競争資格要件
<p>配置予定 担当技術者</p> <p>資格要件に 関する要件</p>	<p>1) 以下のいずれかの資格等を有するもの。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者</p> <p>④(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)</p> <p>⑥「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者</p> <p>⑦河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者</p> <p>2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、電気通信設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門)、技術士補(電気電子部門)</p> <p>②一級電気工事施工管理技士、電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士</p> <p>③一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士</p> <p>④第一種電気工事士又は第二種電気工事士</p> <p>⑤第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者</p> <p>⑥電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者)</p> <p>⑦第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者</p> <p>3) 業務発注担当部署が業務内容のうち、機械設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門-機械又は機械部門)、技術士補(機械部門)</p> <p>②一級建設機械施工技士</p> <p>③一級建設機械施工技士補</p> <p>④二級建設機械施工技士</p> <p>4) 業務発注担当部署が業務内容のうち、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①一級建築士又は二級建築士</p> <p>②一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補又は二級建築施工管理技士</p> <p>5) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</p> <p>①一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補又は二級造園施工管理技士</p> <p>②都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者</p>
<p>参加資格要件の有無</p>	<p>上記の要件を全て満足する。</p>

応募要件を満たす企業 : 620者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 評価テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 評価テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ¹⁴入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○^{ぎじゅつしんさぎょうむ}技術審査業務

2. 業務概要

本業務は、総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料（公告文（案）、入札説明書（案））作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行うことを目的とする。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、公共工事の品質確保を目的とした総合評価落札方式による工事発注を支援する業務であり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・工事発注資料の作成
- ・競争参加資格確認申請書等の分析・整理

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

10. 手続の予定

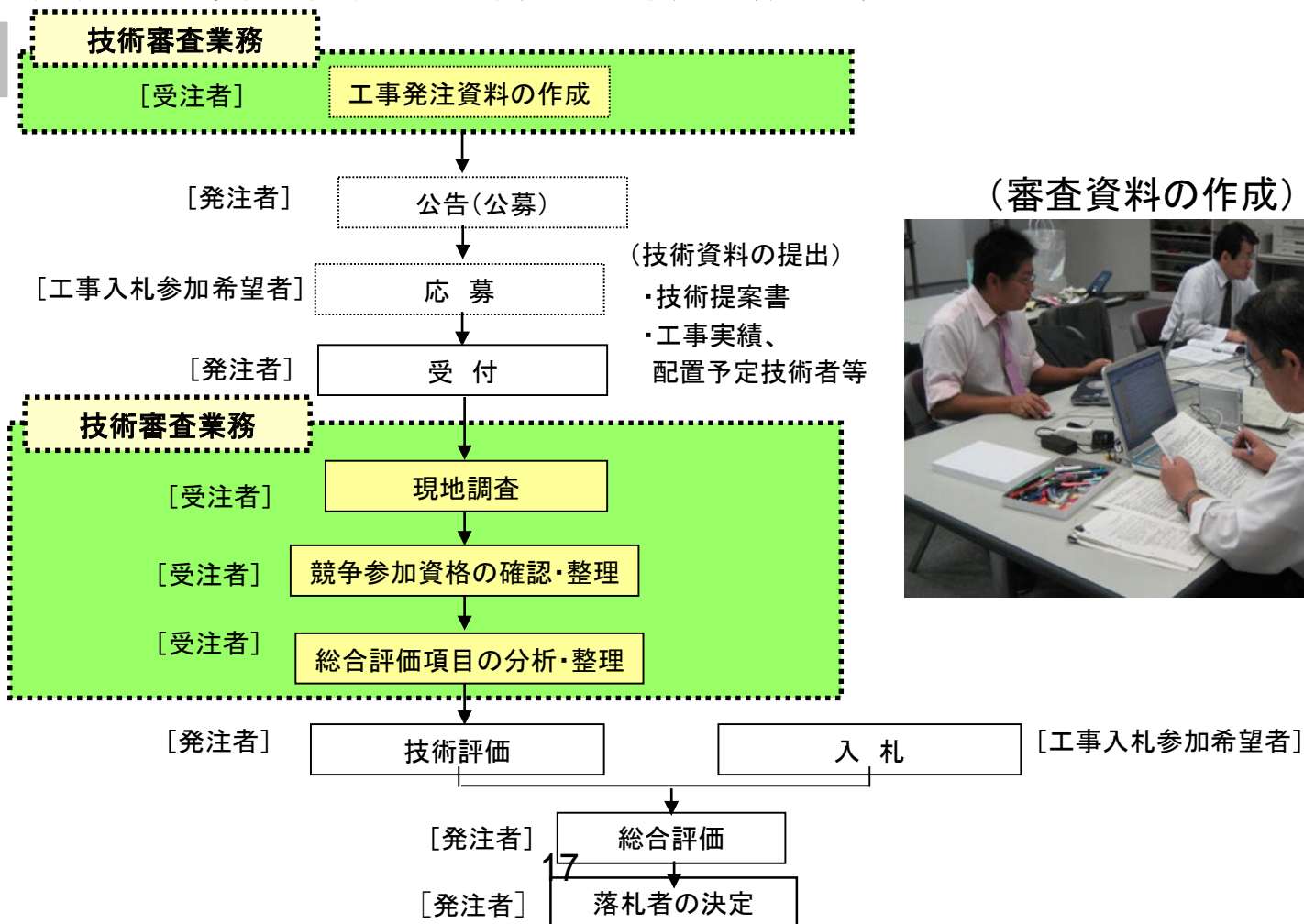
入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	20日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	19日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	1月	26日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	15日	予定

【業務の概要】

本業務は、総合評価落札方式による工事発注において、工事発注資料(公告文(案)、入札説明書(案))作成、及び工事入札参加者から提出があった競争参加資格確認申請書等の分析・整理、ヒアリング記録作成等を行うことを目的とする。

履行期間: 令和5年4月1日～令和7年3月31日(予定) 予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容



(審査資料の作成)



【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件
参加表明者 (企業)	基本的 要件	・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
		・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
		・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
		・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
		・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと		
	入札参加 者間の公 平性	・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
		・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
	中立公平性に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請け(測量、地質調査業務も含む)をしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 ②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務実施体制に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
	業務実績に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務実績が60点未満(未完了の業務実績は認めない)の場合は実績として認めない。 ◎業務: 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 技術者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者</p> <p>④(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事品質確保技術者(Ⅱ)</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p>
	業務実績に関する要件	<p>・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。</p> <p>ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>また、上記期間に出生・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理 補助業務</p> <p>○類似業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目	競争資格要件
配置予定 担当技術者	資格要件に 関する要件
参加資格要件の有無	上記の要件を全て満足する。

- 1) 以下のいずれかの資格等を有するもの。なお、1つの履行場所(業務対象事務所)において、担当技術者を複数名配置する場合、うち1名については、資格を満たす必要はない。
- ①技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)
 - ②一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士
 - ③土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - ④(一社)全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者(I)又は公共工物品質確保技術者(II)
 - ⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)
 - ⑥「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
 - ⑦河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者
- 2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、電気通信設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
- ①技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門)、技術士補(電気電子部門)
 - ②一級電気工事施工管理技士、電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士
 - ③一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士
 - ④第一種電気工事士又は第二種電気工事士
 - ⑤第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者
 - ⑥電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者)
 - ⑦第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者
- 3) 業務発注担当部署が業務内容のうち、機械設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
- ①技術士(総合技術監理部門-機械又は機械部門)、技術士補(機械部門)
 - ②一級建設機械施工技士
 - ③一級建設機械施工技士補
 - ④二級建設機械施工技士
- 4) 業務発注担当部署が業務内容のうち、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
- ①一級建築士又は二級建築士
 - ②一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補又は二級建築施工管理技士
- 5) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。
- ①一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補又は二級造園施工管理技士
 - ②都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者

応募要件を満たす企業 : 620者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 評価テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 評価テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ²¹入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○河川^{かせんきよにんかしんさしえんぎようむ}許認可審査支援業務

2. 業務概要

本業務は、○○○川水系のうちで○○○○○事務所が所管する河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者が行う許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請者等に対する窓口対応、申請手続についての指導、現地調査等の業務を実施することで、河川管理業務の支援を行う業務である。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、河川管理者が行う許認可等の審査・指導を支援する業務であり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・河川法等に基づく各種申請書類・届出の事前協議、受付、事前整理、審査（形式、内容）の支援
- ・河川現況台帳（法定台帳）・付図等の補正及び整備については、許可処分後の整理事項を台帳・付図等に記載・削除等の整理の業務支援

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

業 務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政事務補助業務、公物管理補助業務（河川又は道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務（河川又は道路）、調査検討・計画策定業務（河川又は道路）、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務（河川）（類する業務を含む。）、発注者支援業務（類する業務を含む。）、行政事務補助業務（類する業務を含む。）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）

類似業務：大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する公物管理補助業務（河川）（類する業務を含む。）、発注者支援業務（類する業務を含む。）、管理施設調査・運用・点検業務（河川）

国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務（河川）、土木設計業務（河川）の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	20日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	19日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	1月	26日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	15日	予定

【業務の概要】

本業務は、○○○川水系のうちで○○○○○事務所が所管する河川等の適正な利用と管理を図るため、河川管理者が行う許認可等の審査・指導の支援として、関連する調査や資料整理、申請者等に対する窓口対応、申請手続についての指導、現地調査等の業務を実施することで、河川管理業務の支援を行う業務である。

履行期間: 令和5年4月1日～令和8年3月31日(予定)

予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容

申請手続についての指導



申請書類について、河川関係法令等に基づく、審査及び実施状況の確認

河川法23条(水利使用許可)

- 流水の量的使用(水利権)、水面の使用
- 水利施設等の審査及び確認

河川法24、26条(河川の占用、工作物設置の許可)

- 公園、広場、運動場等の面的利用
- ダム、堰、揚水樋管、揚水機場等の水利施設
- 橋梁、上下水道管、電線、排水施設 等

河川法25、27条(土石等の採取、掘削等)

- 砂利採取、竹木の採取等の許可
- 土地の形状の変更

河川法20条(河川管理のための工事)

- 河川工事の申請受付、審査、書類整理

関連する調査や資料整理



河川現況台帳、付図、水利台帳、不法占用台帳、構造物台帳等の記載、修正、整理等

現地調査等



不法占用、不法取水、放置車両等についての現地状況の把握



河川区域と民地との境界について、地元地権者と現地立会を行い、境界の調査

【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件	
参加表明者 (企業)	基本的 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。 ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。 ・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。 ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 ・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと ・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。 	
		設計 共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○河川許認可審査支援業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
		入札参加者間の 公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
		中立公平性に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
		業務実施体制に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
		業務実績に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は認めない)の場合は実績として認めない。 設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員どちらかに業務の実績を有している場合に認める。 ◎業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政事務補助業務、公物管理補助業務(河川又は道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務(河川又は道路)、調査検討・計画策定業務(河川又は道路)、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 管理技術者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)</p> <p>②河川維持管理技術者</p> <p>③一級土木施工管理技士</p> <p>④土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p> <p>⑥河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>⑦河川又は道路関係の技術的行政経験を20年以上有する者</p>
	業務実績に関する要件	<p>平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>また、上記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人が発注した公物管理補助業務(河川)(類する業務を含む。)、発注者支援業務(類する業務を含む。)、行政事務補助業務(類する業務を含む。)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)</p> <p>○類似業務:大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する公物管理補助業務(河川)(類する業務を含む。)、発注者支援業務(類する業務を含む。)、管理施設調査・運用・点検業務(河川)</p> <p>国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した調査検討・計画策定業務(河川)、土木設計業務(河川)の予備設計、詳細設計、土木工事の監理技術者又は主任技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.4.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.4.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 担当技術者	資格要件に 関する要件	<p>以下のいずれかの資格等を有する者。</p> <p>なお、1つの履行場所(業務対象事務所又は出張所)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が以下のいずれかの資格等を有すること。ただし、資格を満たす担当技術者の配置割合は、当該履行場所に配置する担当技術者全体の1/3(人)を下回ってはならない。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)、技術士補(建設部門)</p> <p>②河川維持管理技術者</p> <p>③河川点検士</p> <p>④一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士</p> <p>⑤土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者</p> <p>⑥RCCMまたはRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)</p> <p>⑦河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>⑧河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者</p> <p>⑨「配置予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務」の実務経験が1年以上の者</p>
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

応募要件を満たす企業 : 620者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 特定テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 特定テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ²⁸入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○^{どうろきよにんかしんさ}道路許認可審査・^{てきせいかしどうぎょうむ}適性化指導業務

2. 業務概要

本業務は、○○国道事務所管内において、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るため各種申請等の審査・指導等及び道路の不正使用・不法占用の指導取締り等の補助的業務を行うものであり、円滑な行政手続き等により適切な道路管理を推進することを目的とする。

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、円滑な行政手続き等による適切な道路管理を支援する業務であり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・道路法に基づく申請書類の受付及び審査等
- ・苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会
- ・許認可審査に係る各種台帳、台帳附図等の整備
- ・災害時等緊急時における業務
- ・道路法に基づく指導取締り等
- ・適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務（河川又は道路）、

行政事務補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務（河川又は道路）、測量業務、地質調査業務。

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、公物管理補助業務（道路）、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務

類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務（道路）、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	20日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	19日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	1月	26日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	15日	予定

【業務の概要】

本業務は、○○国道事務所及び出張所において、道路法に基づき道路の適正な利用と管理を図るため各種申請等の審査・指導等及び道路の不正使用・不法占用の指導取締り等の補助的業務を行うものであり、円滑な行政手続き等により適切な道路管理を推進することを目的とする。

履行期間: 令和5年4月1日～令和○年3月31日

予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容

1. 許認可審査業務

- 1) 道路法に基づく申請書類の受付及び審査等
- 2) 苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会
- 3) 許認可審査に係る各種台帳、台帳附函等の整備
- 4) 災害時等緊急時における業務



【書類審査状況】



【現地調査状況】



【申請書類の確認状況】



【道路台帳の修正】

2. 適正化指導業務

- 1) 道路法に基づく指導取締り等
- 2) 適正化に係る各種台帳、台帳附図等の整備



【放置自転車等の状況把握】



【通行許可書との照合】



【指導取締り³²状況】

【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件
参加 表明者 (企業)	基本的 要件	・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
		・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
		・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
		・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
		・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
		・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
		・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
	設計 共同体	・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○道路許認可審査・適性化指導業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
	入札参加 者間の公 平性	・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
	中立公平性に 関する要件	本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。
業務実績に 関する要件	・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は認めない)の場合は実績として認めない。 設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員どちらかに業務の実績を有している場合に認める。 ◎業務: 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務	
業務実施体制に 関する要件	・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 設計共同体における業務拠点に関する要件は、代表者または構成員のどちらかが、営業拠点等を有している場合に認める。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。	

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 技術者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門－建設又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※1)(技術士部門と同様の部門に限る。) ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者 <p>※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等(注1)で職員として従事したことを言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者 <p>※1「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者</p>
	業務実績に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。 <p>ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)</p> <p>なお、上記の期間に、産前産後休業、育児休業及び介護休業を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県、政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、管理施設調査・運用・点検業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務</p> <p>○類似業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県、政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 担当技術者	資格要件に 関する要件	<p>以下のいずれかの資格等を有する者。</p> <p>なお、1つの履行場所(業務対象事務所又は出張所)において、担当技術者を複数名配置する場合、1名が以下のいずれかの資格等を有すること。ただし、資格を満たす担当技術者の配置割合は、1/5(人)を下回ってはならない。 (「特殊車両通行許可審査業務」及び「特殊車両の通行に係る指導取締り」は1/3(人))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術士(総合技術監理部門—建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ・一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ・「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 <p>※複数年契約の場合であって、業務が完了していない場合も、1年以上従事していれば実務経験を有するものとして判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 ・道路もしくは、河川関係の技術的行政経験(※)又は、道路交通行政経験を5年以上有する者 <p>※「技術的行政経験」とは、国、都道府県、政令市、中核市、特殊法人等(注1)で職員として従事したことを言う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

応募要件を満たす企業 : 620者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 評価テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 評価テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ³⁶入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○^{ようちほしょうそうごうぎじゅつぎょうむ}用地補償総合技術業務

2. 業務概要

本業務は、○○の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする。

3. 業務種別 補償関係コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、当該事業の用地取得の早期進捗を図る業務であり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和○年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・概況ヒアリング、現地踏査等
- ・関係権利者の特定、補償額算定書の照合、補償金明細表の作成
- ・公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- ・権利者に対する公共用地交渉
- ・公共用地交渉後の措置、移転履行状況等の確認後の措置

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成28年2月1日付け国土用第49号）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

※応募要件を満たす企業：50者程度

【配置予定主任担当者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。）。

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	20日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	19日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	1月	26日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	15日	予定

【業務の概要】

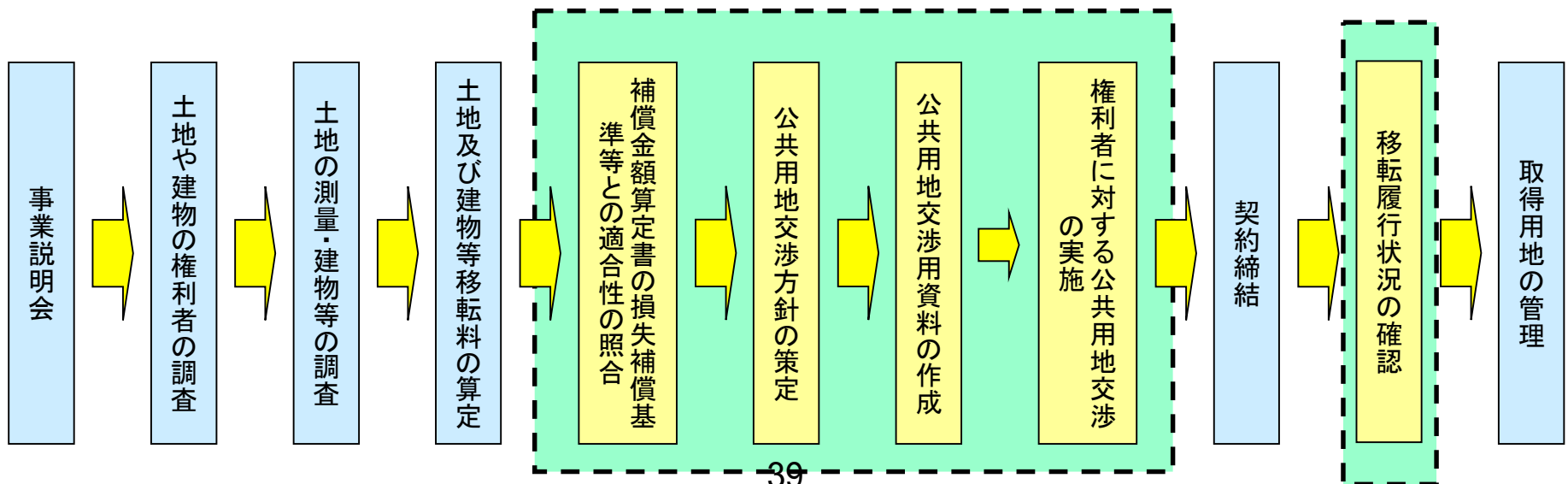
本業務は、道路の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする。

履行期間: 令和5年4月1日～令和○年3月31日(予定) 予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容

公共用地取得事務の流れ

用地補償総合技術業務の範囲



【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件
参加 表明者 (企業)	基本的 要件	・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
		・中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和3・4年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
		・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
		・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
		・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
		・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
	設計 共同体	・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
		・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○用地補償総合技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
	入札参加者間の公平性	・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
	中立公平性に関する要件	・入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資金的・人的関係がないこと。 ・資金的・人的関係がないこととは、次のことをいう。 1)会社法に基づく子会社等、親会社等の関係にないこと。 2)入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
業務実施体制に関する要件	・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。	
業務実績に関する要件	・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。 ◎業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」(平成40年2月1日付け国土用第49号。)記1の別紙に定めるいずれかの業務(用地補償技術補助業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)	

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 主任担当者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者</p> <p>イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者</p> <p>ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者</p> <p>ニ 一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定)(以下「実施規程」という。)第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</p> <p>ホ 実施規程第3条に掲げる○○部門、○○部門、○○部門及び補償関連部門の4部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士</p>
	業務実績に関する要件	<p>・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。</p> <p>ただし、地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応により一時中止等の延長措置が執られた業務に関しては同種又は類似業務の実績と認める。また、上記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務(用地補償技術補助業務及び用地補償総合技術業務を含む。)</p> <p>○類似業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務(同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務及び用地調査点検等技術業務を含む。)</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.4.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.4.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>
中立公平性に関する要件	被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。	

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 担当技術者	資格要件に 関する要件	<p>下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。</p> <p>1)以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し3年以上の指導監督的実務の経験を有する者 ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者 ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者 ニ 実施規程第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 ホ 実施規程第3条に掲げる○○部門、○○部門、○○部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士 <p>2) 予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>
配置予定 業務従事者	資格要件に 関する要件	<p>予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。ただし、業務従事者を複数名配置する場合、うち1名については、下記1)を満たす必要はない。</p> <p>1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない)。</p> <p>2) 予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

応募要件を満たす企業 : 50者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 特定テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 特定テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ⁴³入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○資料作成業務^{しりょうさくせいぎょうむ}

2. 業務概要

本業務は、○○事務所管内における業務に関する資料作成等を行うことにより、当該事務所の円滑な事業を推進することを目的とする。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、公共工事に関する実施計画関連資料の作成等を支援する業務であり、仕様が確定しており、提案や工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・公共工事に関する実施計画関連資料の作成
- ・設計業務成果のとりまとめ
- ・業務の発注に必要な基礎資料の作成等

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県、政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務

類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県、政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務の概略設計・予備設計・詳細設計、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	4年	12月	27日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	1月	26日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	2月	2日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	2月	22日	予定

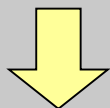
【業務の概要】

本業務は、○○事務所管内における業務に関する資料作成等を行うことにより、当該事務所の円滑な事業を推進することを目的とする。

履行期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日(予定) 予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容

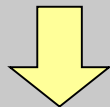
計画



調査・検討



予算要求



工事開始

- 公共工事に関する実施計画関連資料の作成
- 設計業務成果のとりまとめ
- 業務の発注に必要な基礎資料の作成等



【競争参加資格要件(案) 1/3】

評価項目		競争資格要件
参加 表明者 (企業)	基本的 要件	・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
		・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
		・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
		・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
		・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
		・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと
	・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。	
	設計 共同体	・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○資料作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
	入札参加 者間の公 平性	・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
	中立公平性に 関する要件	・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の工事を受注していること、又は工事の下請けをしている者、及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。 1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務実施体制に 関する要件	・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
	業務実績に 関する要件	・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は認めない)の場合は実績として認めない。 ◎業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務、

【競争参加資格要件(案) 2/3】

評価項目		競争資格要件
配置予定 技術者	資格要件に関する要件	<p>1) 以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者。</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者</p> <p>④(一社)全日本建設技術協会による公共工事事質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事質確保技術者(Ⅱ)</p> <p>⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p> <p>2) 河川関係(ダム・砂防を除く)案件の場合は以下の資格を加える。</p> <p>①河川維持管理技術者(河川関係業務の場合に限る)</p>
	業務実績に関する要件	<p>・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。</p> <p>ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>また、上記期間に出生・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県、政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務、行政補助業務、公物管理 補助業務</p> <p>○類似業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県、政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注したCM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者又は主任技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5.5.1現在(本業務は含まない。特定後未契約含む))</p>

【競争参加資格要件(案) 3/3】

評価項目	競争資格要件
配置予定 担当技術者	<p>資格要件に関する要件</p> <p>1) 以下のいずれかの資格等を有するもの。 ①技術士(総合技術監理部門-建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ②一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士 ③土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④(一社)全日本建設技術協会による公共工事事品質確保技術者(Ⅰ)又は公共工事事品質確保技術者(Ⅱ) ⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) ⑥「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績」と同様の実務経験が1年以上の者 ⑦河川又は道路関係の技術的行政経験を5年以上有する者 ⑧測量士及び測量士補 ⑨1級舗装施工管理技術者又は2級舗装施工管理技術者 ⑩コンクリート主任技士又はコンクリート技士</p> <p>2) 業務発注担当部署が業務内容のうち、電気通信設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。 ①技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門)、技術士補(電気電子部門) ②一級電気工事施工管理技士、電気工事施工管理技士補又は二級電気工事施工管理技士 ③一級電気通信工事施工管理技士、一級電気通信工事施工管理技士補又は二級電気通信工事施工管理技士 ④第一種電気工事士又は第二種電気工事士 ⑤第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者又は第三種電気主任技術者 ⑥電気通信主任技術者(伝送交換主任技術者又は線路主任技術者) ⑦第一級陸上特殊無線技士の操作範囲の資格を有する者</p> <p>3) 業務発注担当部署が業務内容のうち、機械設備工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。 ①技術士(総合技術監理部門-機械又は機械部門)、技術士補(機械部門) ②一級建設機械施工技士 ③一級建設機械施工技士補 ④二級建設機械施工技士</p> <p>4) 業務発注担当部署が業務内容のうち、土木営繕工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。 ①一級建築士又は二級建築士 ②一級建築施工管理技士、一級建築施工管理技士補又は二級建築施工管理技士</p> <p>5) 業務発注担当部署が業務内容のうち、造園工事が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。 ①一級造園施工管理技士、一級造園施工管理技士補又は二級造園施工管理技士 ②都市公園関係の技術的行政経験を5年以上有する者</p> <p>6) 河川関係(ダム・砂防を除く)案件の場合は以下の資格を加える。 ①河川維持管理技術者(河川関係業務の場合に限る)</p>
参加資格要件の有無	上記の要件を全て満足する。

応募要件を満たす⁴⁹企業 : 620者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】

(価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 評価テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 評価テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ⁵⁰入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○国道道路情報管理業務こくどうどうろじょうほうかんりぎょうむ

2. 業務概要

本業務は、○○国道事務所管内において、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報の収集及び各種監視装置・観測装置の監視、関係機関・関係者への連絡、道路利用者への情報提供などの道路情報の管理を閉庁日及び平日の昼夜を問わず継続して実施する業務である。

本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、道路情報の収集及び管理等を実施する業務であり、実施方針や実施手順、技術的工夫を求めることにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：令和5年4月1日～令和○年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・道路情報管理業務

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象に含む）

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

※応募要件を満たす企業：620者程度

【配置予定管理技術者】

平成20年度以降に完了した以下に示す業務（令和4年度完了予定も対象を含む）

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県、政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（道路）、道路情報管理業務

類似業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体（都道府県・政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、管理施設調査・運用・点検業務（道路）、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略設計・予備設計・詳細設計業務（道路）、土木工事における監理技術者の業務

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和 4年12月27日予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和 5年 1月26日予定
競争参加資格確認通知	令和 5年 2月 2日予定
落札予定者の決定日	令和 5年 2月22日予定

【業務の概要】

本業務は、○○国道事務所管内において、安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報の収集及び各種監視装置・観測装置の監視、関係機関・関係者への連絡、道路利用者への情報提供などの道路情報の管理を閉庁日及び平日の昼夜を問わず継続して実施する業務である。

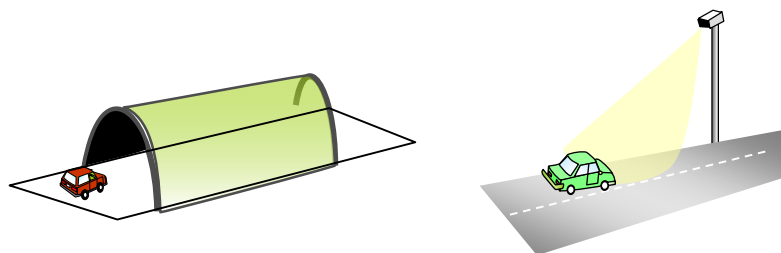
履行期間: 令和5年4月1日～令和○年3月31日

予定金額: ○○, ○○○千円

業務内容



道路情報板による情報提供



【競争参加資格要件(案) 1/2】

評価項目		競争資格要件
参加表明者 (企業)	基本的要件 単体企業	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ・中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。 ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。 ・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。 ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 ・法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 ・労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料の滞納がないこと。
	中立公平性に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の工事を受注していること、又は工事の下請けをしている者、及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。 ・資本面・人事面で関係があるとは、次の1)又は2)に該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> 1)一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。 2)一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。
	業務実施体制に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局管内に営業拠点等(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有する者であること。 ・業務の主たる部分を再委託する者でないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
	業務実績に関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。 ◎業務:国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、公物管理補助業務、情報管理業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務

【競争参加資格要件(案) 2/2】

評価項目		競争資格要件
配置予定管理技術者	資格要件に関する要件	<p>いずれかの資格等を有する者</p> <p>①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門)</p> <p>②一級土木施工管理技士</p> <p>③土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者</p> <p>④RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)</p> <p>⑤道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者</p> <p>⑥道路又は河川関係の技術的行政経験を20年以上有する者</p>
	業務実績に関する要件	<p>・平成20年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。</p> <p>ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。</p> <p>業務実績には、平成20年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める(ただし、照査技術者として従事した業務は除く)。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。</p> <p>また、上記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。</p> <p>◎同種業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務(道路)、道路情報管理業務</p> <p>○類似業務:国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務、行政補助業務、管理施設調査・運用・点検業務(道路)、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務(道路)、土木工事における監理技術者の業務</p>
	直接的雇用関係	<p>本業務の履行期間中(契約日から業務完了まで)に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。</p>
	手持ち業務量に関する要件	<p>全ての手持ち業務の契約金額が5億円未満(R5. 4. 1現在(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む))</p> <p>全ての手持ち業務の件数が10件未満(R5. 4. 1現在(本業務は含まない。特定後未契約のものを含む))</p>
参加資格要件の有無		<p>上記の要件を全て満足する。</p>

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格点 + 技術点 (加算方式)

○価格点と技術点の配分 = 1 : 2 (価格点30点 : 技術点60点)

【技術評価】

(配置予定管理技術者) 15点

- ・ 資格要件 : 技術者資格等 5点
- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点
- ・ 情報収集力 : 当該事務所、周辺での業務実績 5点

(配置予定担当技術者) 5点

- ・ 専門技術力 : 業務実績 5点

(技術提案書) 60点

- ・ 業務理解度 : 業務の目的、条件、内容の理解度 10点
- ・ 実施体制 : 業務実施体制の妥当性 20点
- ・ 評価テーマ(的確性): 必要なキーワード(着眼点、問題点、
解決方法)が網羅されている場合 20点
- ・ 評価テーマ(実現性): 提案内容に説得力がある場合 10点

1テーマ

(企業) 5点

- ・ 賃上げの実施を表明した企業等 5点

85点

○技術点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 85点)

○価格点 = 30点 × (1 - 入札⁵⁶価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○^{ぎじゆつしりょうさくせいぎょうむ}技術資料作成業務

2. 業務概要

本業務は、○○事務所管内における公共工事に関する地元協議用資料作成、関係機関協議用資料作成、技術資料とりまとめ等を行うものである。

3. 業務種別 土木関係建設コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：2）

5. 契約方式の選定理由

本業務は、公共工事に関する地元協議用資料等の作成及び技術資料とりまとめを行う業務であり、実施方針を評価することにより、より高い品質の成果が期待できるため。

6. 履行期間：契約締結日の翌日～令和6年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

- ・公共工事に関する地元協議用資料作成 1式
- ・関係機関協議用資料作成 1式
- ・技術資料とりまとめ等 1式

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

同種業務：○○予備設計又は○○詳細設計 【○○には河川又は道路を記載】

類似業務：○○予備設計又は○○詳細設計

【同種に河川を記載した場合は道路を記載、逆の場合は河川を記載】

※応募要件を満たす企業：320者程度

【配置予定管理技術者】

同種業務：○○予備設計又は○○詳細設計 【○○には河川又は道路を記載】

類似業務：○○予備設計又は○○詳細設計

【同種に河川を記載した場合は道路を記載、逆の場合は河川を記載】

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	5年	2月	8日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	3月	2日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	3月	9日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	3月	29日	予定

【業務の概要】

本業務は、○○事務所管内における公共工事に関する地元協議用資料作成、関係機関協議用資料作成、技術資料とりまとめ等を行うものである。

履行期間: 契約締結日の翌日～令和6年3月31日(予定) 予定金額: ○○百万円程度

業務内容

○公共工事に関する地元協議用資料作成

公共工事の実施に伴う地元関係者との協議・調整に必要な資料の作成を行う。

○関係機関協議用資料の作成

公共工事の実施に伴う関係機関との協議・調整に必要な資料の作成を行う。

○技術資料とりまとめ等

発注業務設計図書案の作成、各種設計・調査業務の成果並びに工事に関する各種資料整理し、調査・計画・管理業務に必要な資料の作成を行う。

工事コスト縮減データとりまとめなど、技術管理上重要な資料のとりまとめ及び作成を行う。

【競争参加資格要件(案) 1/2】

評価項目		競争資格要件	
参加 表明者 (企業)	基本的 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 ・令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。 ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。 ・競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。 ・警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 	
		設計 共同体	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和2年12月16日付け中部地方整備局長)に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○技術資料作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という。)の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。
		資本関係及び 人的関係に開 する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ①資本関係 ②人的関係 ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
		営業拠点に 関する要件	<p>中部地方整備局管内又は○○県内に営業拠点等を有する者でなければならない。</p> <p>※ 営業拠点等とは、○○管内に技術者が1名以上常駐する本社(店)、支社(店)又は営業所等を有していることをいう。</p> <p>設計共同体における業務拠点に関する要件は、代表者または構成員のどちらかが、営業拠点等を有している場合に認める。</p>
	業務実施体制に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・中部地方整備局等管内に業務拠点(配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。 ・業務の主たる部分を再委託するものでないこと。 ・業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。 ・設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。 	
	業務実績に 関する要件	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度以降に完了した以下に示す業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有していること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務成績は認めない)の場合は実績として認めない。 <p>◎同種業務:○○予備設計又は○○詳細設計60◎には河川又は道路を記載】 ○類似業務:河川予備設計又は河川詳細設計【同種に河川を記載した場合は道路を記載、逆の場合は河川を記載】</p>	

【競争参加資格要件(案) 2/2】

評価項目		競争資格要件
配置予定 技術者 (管理技術者)	資格要件に関する要件	以下のいずれかの競争参加資格要件として設定した資格等を有する者 ①技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門) ②博士(専門分野:土木工学に関する研究) ③RCCM ④土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級) ⑤河川維持管理技術者
	業務実績に関する要件	・平成24年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務(令和4年度完了予定も対象に含む)において1件以上の実績を有すること。 ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満(未完了の業務は含まない)の場合は実績として認めない。 業務実績には、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。 また、上記期間に出産・育児等による休業を取得した場合は、当該休業期間に相当する期間に応じて実績として求める期間を延長することができるものとする。 ◎同種業務:○○予備設計又は○○詳細設計【○○には河川又は道路を記載】 ○類似業務:河川予備設計又は河川詳細設計【同種に河川を記載した場合は道路を記載、逆の場合は河川を記載】
	手持ち業務量に関する要件	令和5年4月1日現在の手持ち業務量(本業務を含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)が5億円未満かつ10件未満であること。
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

応募要件を満たす企業 : 320者程度

【総合評価の方法】

○総合評価点 = 価格評価点 + 技術評価点 (加算方式)

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 2

【技術評価】 (価格評価点30点 : 技術評価点60点)

(基本事項(企業)) 10点

- ・業務実績 : 同種及び類似の業務実績 2点
- ・業務成績 : 同種及び類似の業務成績 4点
- ・企業信頼度: 優良表彰の有無 2点
- ・業務拠点 : 業務拠点の所在地 2点
- ・賃上げ : 賃上げの実施を表明した企業等 4点

(基本事項(技術者)) 20点

- ・資格 : 技術士、博士、RCCM等 3点
- ・業務実績 : 同種及び類似の業務実績 3点
- ・業務成績 : 同種及び類似の業務成績 10点
- ・CPD取得 : CPD取得状況 2点(※)
- ・幅広い取組: BIM/CIM、新技術、学会誌への投稿 2点(※)
- ・海外インフラプロジェクト優良技術者 4点(※)

64点

※3項目(CPD取得、幅広い取組、海外インフラプロジェクト優良技術者)の合計値で評価(上限4点)

(技術提案書) 30点

- ・実施方針 : 課題対応方針、実施手順、品質向上、(現地体制) 30点

○技術評価点 = 60点 × (技術評価の合計得点 / 64点)

○価格評価点 = 30点 × (1 - ⁶²入札価格 / 予定価格)

概要書（総合評価落札方式）

1. 業務名 令和5年度 ○○ようちちようさてんけんとうぎじゆつぎようむ用地調査点検等技術業務

2. 業務概要

本業務は、○○事務所が施行する事業に必要な用地取得の事務に関して、円滑・迅速な用地取得を図るため、補償金算定書等の点検・調製確認、用地関係資料の作成等の業務を行うものである。

3. 業務種別 補償関係コンサルタント

4. 契約方式 一般競争総合評価落札方式（1：1）持ち帰り業務

5. 契約方式の選定理由

本業務は、公共事業に必要な用地取得の事務に関して、補償金算定書等の点検・調製確認、用地関係資料の作成等を行う業務であるが、更なる競争性の確保のため、技術提案書（実施方針）を求めない契約方式とする。

6. 履行期間：契約締結日の翌日～令和6年3月31日（予定）

7. 予定金額 ○○百万円程度

8. 業務内容

・用地調査等業務の工程管理補助	1式
・資料収集調査	1式
・現地確認調査	1式
・調査書等の点検・調製確認	1式
・用地関係資料の作成	1式
・記録簿等の作成	1式

9. 競争参加資格要件

【参加表明者（企業）】

同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、○○部門、△△部門、□□部門の3部門全てに係る補償業務（用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務及び用地補償技術補助

業務を含む。なお、3部門の実績は同一業務による実績でなくてもよい。。

※各部門には業務内容に応じて、①土地調査、②土地評価、③物件、④機械工作物、⑤営業補償・特殊補償、⑥事業損失及び⑦補償関連のいずれかの部門を設定し、部門数も併せて変更。

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務（同種業務を除く。）

※応募要件を満たす企業：360者程度

【配置予定主任担当者】

同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、○○部門、△△部門、□□部門の3部門全てに係る補償業務（用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務及び用地補償技術補助業務を含む。なお、3部門の実績は同一業務による実績でなくてもよい。）。

※各部門には業務内容に応じて、①土地調査、②土地評価、③物件、④機械工作物、⑤営業補償・特殊補償、⑥事業損失及び⑦補償関連のいずれかの部門を設定し、部門数も併せて変更。

類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務（同種業務を除く。）

10. 手続の予定

入札公告、入札説明書の交付開始	令和	5年	2月	8日	予定
競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限	令和	5年	3月	2日	予定
競争参加資格確認通知	令和	5年	3月	9日	予定
落札予定者の決定日	令和	5年	3月	29日	予定

1. 業務の概要

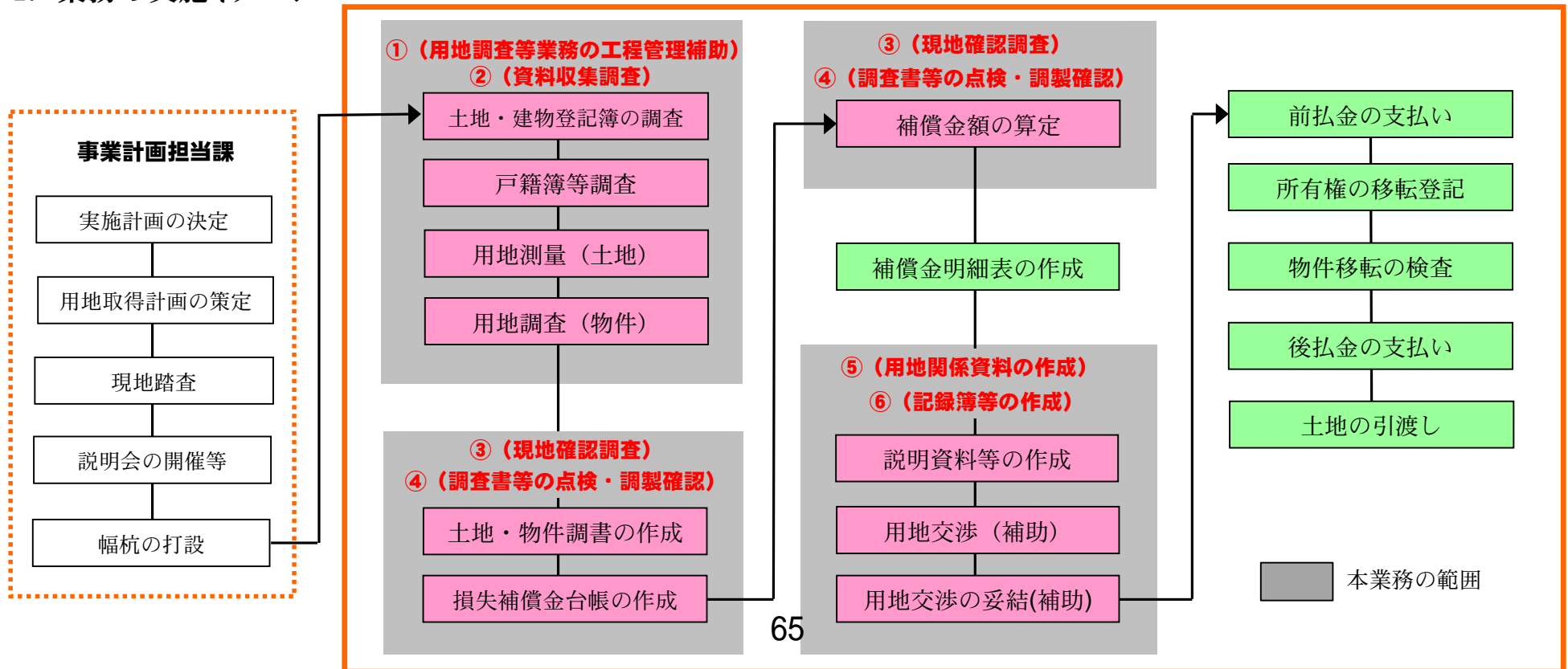
本業務は、○○事務所が施行する事業に必要な用地取得の事務に関して、円滑・迅速な用地取得を図るため、補償金算定書等の点検・調製確認、用地関係資料の作成等の業務を行うものである。

2. 主な業務

- ①用地調査等業務の工程管理補助、②資料収集調査、③現地確認調査、④調査書等の点検・調製確認、⑤用地関係資料の作成、⑥記録簿等の作成

3. 履行期限 契約締結日の翌日～令和6年3月31日（予定）

4. 業務の実施イメージ



【競争参加資格要件(案)】 1 / 2

評価項目		競争資格要件
参加表明者 (企業)	基本的要件	<p>予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。</p> <p>令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における土木関係建設コンサルタント業務に係る令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。</p> <p>会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（一般競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。</p> <p>競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けていないこと。</p> <p>警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。</p>
		<p>設計共同体</p> <p>上記に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和2年12月16日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から令和5年度 ○○○用地調査点検等技術業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を当該業務の開札日までに受けている者であること。</p>
		<p>業務拠点に関する要件</p> <p>中部地方整備局管内に技術者が1名以上常駐する本社（店）、支社（店）又は営業所等を有する者であること。</p>
		<p>業務実施体制に関する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 再委託の内容が主たる業務でないこと。 業務の分担構成が、不明確又は不自然でないこと。 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。 当該業務に関連する△△部門及び□□部門に係る補償業務管理者の登録を受けていること又は補償業務管理士を有すること。
		<p>業務実績に関する要件</p> <p>平成24年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和4年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務成績は認めない。）の場合は実績として認めない。</p> <p>同種業務：補償コンサルタント登録規程（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、○○部門、△△部門、□□部門の3部門すべてに係る補償業務（用地調査点検等技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務及び用地補償技術補助業務を含む。）なお、3部門の実績は同一業務による実績でなくてもよい。</p> <p>類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務（同種業務を除く。）。</p>

【競争参加資格要件(案)】 2 / 2

評価項目		競争資格要件
配置予定主任担当者	資格要件に関する要件	<p>以下のいずれかの資格等を有する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる○○部門に係る補償業務管理者 ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第3条に掲げる○○部門に係る補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる○○部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者 ・補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
	業務実績に関する要件	<p>平成24年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（令和4年度完了予定も対象に含む。）において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満（未完了の業務は含まない）の場合は実績として認めない。</p> <p>同種業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門のうち、○○部門、△△部門、□□部門の3部門すべてに係る補償業務（用地調査点検等技術業務、用地関係資料作成整理等業務、用地調査点検等技術業務及び用地補償技術補助業務を含む。）なお、3部門の実績は同一業務による実績でなくてもよい。</p> <p>類似業務：登録規程第2条第1項の別表に掲げる登録部門に係る補償業務（同種業務を除く。）。</p>
	手持ち業務量に関する要件	<p>令和5年4月1日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。</p>
参加資格要件の有無		上記の要件を全て満足する。

※ 競争参加資格要件を満たす企業：360者程度

【総合評価の方法】

○ 総合評価点 = 価格点 + 技術点 (加算方式)

○ 価格点と技術点の配分 = 1 : 1 (価格点30点 : 技術点30点)

【技術評価】

(基本事項 (企業)) 12点

- ・ 業務実績 : 同種又は類似業務の実績 2点
- ・ 業務成績 : 同種又は類似業務の成績 4点
- ・ 企業信頼度 : 優良表彰の有無 2点
- ・ 業務拠点 : 業務拠点の所在地 2点
- ・ 賃上げ表明 : 大企業3%、中小企業1.5%の増加 2点

(基本事項 (技術者)) 20点

- ・ 業務実績 : 同種又は類似業務の実績 3点
- ・ 業務成績 : 同種又は類似業務の成績 10点
- ・ CPD取得 : CPD取得状況 2点
- ・ 幅広い取組 : 学会誌への投稿 2点
- ・ 地域精通度 : 当該事務所周辺での業務経験 3点

32点

● 技術点 = 30点 × (技術評価の合計得点 / 32点)

● 価格点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)